

## G J チャレンジ制度認定マークに関する規程

2026年6月1日制定  
製造請負事業改善推進協議会

G J チャレンジ制度運営要領 第6の(2)①の製造請負優良適正事業者認定マークについて、以下のとおり定める。

(目的)

第1条 本規程は、G J チャレンジ制度の認定マークの使用について定める。

(G J チャレンジ制度の認定マーク)

第2条 G J チャレンジ制度の認定マークは、次のとおりとする。

### 1. マークの種類

#### ① 制度告知マーク

G J チャレンジ制度の普及・定着を図るため、以下のとおり制度告知マークを定める。

厚生労働省、製造請負事業改善推進協議会（以下、「協議会」という。）、協議会が許可した以外のものは、制度告知マークを使用してはならない。



【GJチャレンジ制度告知用】

② 認定事業者マーク

GJ チャレンジ制度の普及・定着を図るため、以下のとおり GJ チャレンジ認定事業者マークを定める。

GJ チャレンジ制度認定事業者でないものは GJ チャレンジ認定事業者マークを使ってはならない。

GJ チャレンジ認定マーク中の事業者認定番号については、第3条で定める。



2. 色調（各マーク共通）

① マーク・囲み罫線部分…Y100+M100(金赤)、TOYO INK8098 9版

※モノクロ時は BL100(スミ)

② 文字部分…BL100(スミ)

3. 認定マークは、以下に留意して使用しなければならない。

① 必ず、指定色調を利用すること。

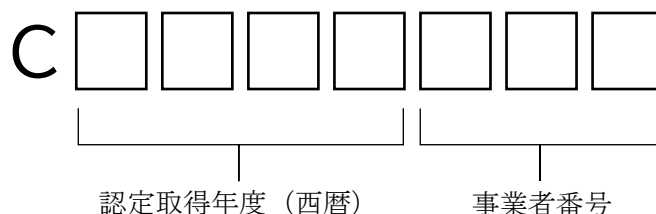
② 縦長、扁平(横長)、歪曲の変形は行わないこと。

③ マークの周辺はできる限り、「マーク左右幅の8分の1」程度の帯余白をとること。

(事業者認定番号)

第3条 事業者認定番号は、次の各号に掲げるとおり定めるものとする。

1. 事業者認定番号は、次の構成とする。



2. 認定取得年度は、GJ チャレンジ制度の認定を取得した年度（西暦表記）とする。
3. 事業者番号は、その事業者の認定取得年度に協議会が次の基準により定めるものとする。
  - ① 指定審査機関における申請書類受理順
  - ② 複数の指定審査機関で同一日に申請書類を受理した場合は、指定審査機関の指定番号順
4. GJ チャレンジ制度の認定を再度取得した場合には、新たに GJ チャレンジ制度の認定番号を付与する。
5. GJ チャレンジ制度の認定事業者が、その有効期限内に GJ 認定を取得した場合でも、GJ チャレンジ制度の認定取得年度を GJ 認定制度に引き継ぐことはできない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

(附則)

第5条 この規程は、2026年6月1日から施行する。

(以上)